

令和5年9月22日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

(追加)

認定第4号

令和4年度愛知県一宮市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市一般会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第5号

令和4年度愛知県一宮市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第6号

令和4年度愛知県一宮市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中野正康

認定第7号

令和4年度愛知県一宮市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第8号

令和4年度愛知県一宮市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中野正康

認定第9号

令和4年度愛知県一宮市外崎土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市外崎土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中野正康

認定第10号

令和4年度愛知県一宮市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中野正康

報告第21号

令和4年度愛知県一宮市一般会計継続費の精算報告について

令和4年度愛知県一宮市一般会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和4年度愛知県一宮市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国 県 支 出 金	市 債	その他			国 県 支 出 金	市 債	その他			国 県 支 出 金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10	教育費	1 教 育 費 木 曾 川 体 育 館 天 井 等 改 修 事	3	350,000,000	30,000,000	268,700,000	-	51,300,000	139,676,000	-	116,300,000	-	23,376,000	210,324,000	30,000,000	152,400,000	-	27,924,000
			4	193,920,000	-	149,500,000	-	44,420,000	371,827,300	19,053,000	276,300,000	-	76,474,300	△ 177,907,300	△ 19,053,000	△ 126,800,000	-	△ 32,054,300
			計	543,920,000	30,000,000	418,200,000	-	95,720,000	511,503,300	19,053,000	392,600,000	-	99,850,300	32,416,700	10,947,000	25,600,000	-	△ 4,130,300

令和4年度愛知県一宮市各会計決算に係る健全化判断比率の報告について

令和4年度愛知県一宮市各会計決算に係る健全化判断比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中野正康

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	3.4	25.0
将来負担比率	16.5	350.0

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、収支が黒字のため、「—」表示とする。

報告第23号

令和4年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和4年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年9月22日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。